

広島県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

平成二十三年一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年十二月十日農林水産省告示第千八百五号（五に係るものに限る。）

- 二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。

- 2 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）